

市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定について

1 経過

○平成28年5月 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行

第23条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勧告して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

○平成29年3月 成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定

（計画期間 平成29～33年度）

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

	29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度
I 制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II 市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進	診断書の在り方等の検討	新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ		
	意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV 地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
	相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)		相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築		
V 不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進	専門職団体等による自主的な取組の促進	取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		
VI 成年後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理		参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善		
VII 成年後見人等の権利制限の措置の見直し	成年後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目標：平成31年5月まで				

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。
※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

2 市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）に盛り込むべき事項

- (1) 地域連携ネットワークの3つの役割についての具体的な施策等
 - ① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
 - ② 早期の段階からの相談・対応体制の整備
 - ③ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

- (2) 地域連携ネットワークの基本的仕組みを具現化させるもの
 - ① 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応
 - ② 地域における「協議会」等の体制づくり
 - ③ 地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性
 - ・中核機関 設置主体～市町村 運営主体～直営・委託
 - ・地域連携ネットワーク専門職団体（弁護士会，司法書士会，社会福祉士会）は中心的な担い手として積極的な協力
 - ④ 地域連携ネットワークおよび中核機関が担うべき具体的機能等（広報機能，相談機能，利用促進機能，後見人支援機能，不正防止）

- (3) 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方について

- (4) その他，既存の地域包括ケア，司法のネットワークといった地域資源の活用や地域福祉計画など既存の施策との横断的，有機的連携に配慮した内容であること

- (5) 条例で定めるところにより，成年後見制度の利用促進に関する基本的事項を調査・審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めること（促進法第23条第2項）

3 函館市の対応について

○市では，地域福祉の推進を図るための市町村地域福祉計画を5年ごとに策定している。現在，平成31年度からの新たな計画（計画期間 平成31～35年度）を平成30年4月に策定委員会を立ち上げ策定作業を進めている。

○平成30年4月からの社会福祉法の改正に伴い，北海道からは平成30年3月に地域福祉計画策定ガイドラインの改訂版が示されたが，市町村地域福祉計画に市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）を盛り込むことができる旨の記載があること，他にも同様の手法を用いて策定している中核市も存在していること。

○上記2つの状況から，当市でも今回策定する第4次地域福祉計画に成年後見制度利用促進計画（市町村計画）を盛り込むこととしたい。